

循環バス有料広告について

1 現 状

東海市循環バスへの車内掲示は、掲示基準を設けた上で、交通防犯課長の承認を得て、掲載を決定しています。現在は、市主催のイベントや交通安全等の啓発ポスターの掲示が増加しており、小型バスで運行している北ルート・南ルートでは、掲載スペースの空きがほとんどない状況となっている。

2 掲載場所

車内右側（運転席側）の広告スペース

3 掲載可能枚数

小型バス（北ルート・南ルート）：B 4 縦サイズ 1 2 枚

中型バス（中ルート）：B 4 縦サイズ 2 0 枚

4 有料広告実施案

(1) 方 針

東海市循環バス車内へ有料広告掲載スペースを設置する。

(2) 掲載料

ア 規 格 縦 3 6 4 mm × 横 5 1 5 mm（B 3 サイズ横）以下

イ 単 位 1 ルート 2 系統：各 1 枚

ウ 掲 載 期 間 1 ヶ月単位

エ 広告掲載料 各ルート・1 ヶ月 2, 0 0 0 円

(3) 掲載スペース

小型バス（北ルート・南ルート）：B 3 横サイズで 2 箇所

中型バス（中ルート）：B 3 横サイズで 3 箇所

(4) 事前準備

- ・ 広告掲載審査会の審査
(広告制度に適合しているか、広告内容の審査)
- ・ 東海市循環バス広告掲載要領の作成
- ・ 説明会の実施

行事等啓発ポスターのらんらんバス（循環バス）への車内掲示について

らんらんバスについては、小型ノンステップバス4台及び中型ノンステップバス2台で運行していますが、このバスに市の行事等啓発ポスターの掲示を希望される場合は、掲示箇所に空きのある場合に限り、知多乗合(株)へ掲示を依頼しますので、交通防犯課と事前協議の上、下記のとおり提出してください。

記

- 1 ポスターサイズ及び提出数
サイズ B4サイズ縦（縦364mm×横257mm）もしくは
B3サイズ横（縦364mm×横514mm）
提出数 6部＋控用1部 ＝ 7部
- 2 提出期限及び掲示
ポスターは、掲示する1週間前までに、交通防犯課へ提出してください。
掲示期間は、原則1箇月単位とします。
- 3 掲示できる箇所
車内右側（運転席側） 12箇所（全てB4サイズ縦で掲示した場合）
- 4 掲示基準
 - (1) 市が主催・協賛する行事
 - (2) 市が補助金を支出している団体行事
 - (3) (1)、(2)に類する団体行事であり、交通防犯課が掲載を認めたもの
- 5 掲示例

